

広島県告示第七百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条第五項において準用する同法  
第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について、同意が  
あったものと認めた。

令和元年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 域	区 分
広島市加入区（広島市区域）	似島地区で総トン数一〇トン未満の漁船を 使用して営むなまここぎ網漁業